

6号財産を持つ公益法人が遊休財産規制に突然引っかかるかも

公益法人には、遊休財産を一定額以上保有してはいけないというルールがあります。

収支相償を満たしているか否かは毎年度意識しますが、ノーマークだった遊休財産規制に突然引っかかることが起りえます。公益目的事業において黒字を続けた結果、剰余金を増やすことになるからです。

収支相償と遊休財産規制は無関係ではありません。

<https://matsui-jicpa.net/idle-property/>